

宮城県中小企業融資制度要綱等改正の要点 (令和6年7月1日施行)

1. 経営力強化サポート資金の創設

「経営力強化保証制度」が令和6年7月1日施行で制定されたことに伴い、県制度においても、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、中小企業の経営力強化を図ることを目的とした「経営力強化サポート資金」を創設する。

- (1) 融資の対象 金融機関及び認定経営革新等支援金の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
- (2) 資金の用途 運転資金・設備資金
- (3) 融資の条件
 - ①融資限度額 一企業8,000万円
 - ②融資利率 年1.6%
(セーフティネット保証5号認定の場合は1.3%)
 - ③償還期間 運転資金 5年以内(据置 1年以内)
設備資金 7年以内(据置 1年以内)
※既往の信用保証付き県制度融資資金の旧債返済を行う場合は10年以内(据置1年以内)とする。
※セーフティネット保証5号による借換えは、コロナ関連資金の借換えを伴う場合のみ。
 - ④信用保証料 年0.45~1.45%
(セーフティネット保証5号認定の場合 0.67%)
- (4) その他 当該資金は、全国統一保証制度(経営力強化保証制度)の対象につき、手続等に当たっては、県制度要綱及び要領のほか、宮城県信用保証協会において別に定める経営力強化保証制度要綱等による。

2. 事業再生計画実施支援資金(感染症対応枠)の取扱延長

「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」の適用期限の延長に伴い、事業再生計画実施支援資金(感染症対応枠)の取扱期間を令和6年12月31日まで延長する。

3. 伴走支援型特別資金の取扱終了

「伴走支援型特別保証制度」の取扱いが7月以降は石川県信用保証協会のみ限定されることから、令和6年6月30日保証申込受付分をもって取扱終了とする。

4. セーフティネット資金(4号)の取扱終了

セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症)の指定が令和6年6月30日をもって終了となることから、令和6年6月30日認定申請分をもって取扱終了。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響による場合の信用保証料の特別引下げの終了

新型コロナウイルス感染症の影響による場合、セーフティネット資金及び経営改善サポート借換資金については、通常の保証料率から引下げを行ってきたが、この引下げを令和6年6月30日認定申請分をもって終了とする。

以上